

○日本国憲法 ○教育基本法
○学校教育法 ○学習指導要領 等

府中第九小学校の教育目標

「思いやりのある子 よく考える子 やりぬく子」

「思いやりのある子」

- ・人権教育、道徳教育を基盤にしたのぞましい人間関係
- ・交流、共同学習を通じた豊かな心や感性の育成
- ・「ふたば学級」「ひばり教室」との交流の充実と発展
- ・社会貢献の態度

「よく考える子」

- ・基礎基本の学力の定着
- ・思考力・判断力・表現力の育成
- ・問題解決的な学習の推進
- ・ICTの活用
- ・インクルーシブ教育の推進
- ・各教育機関、大学等との連携

「やりぬく子」

- ・体力向上、健康教育、安全教育、食育の推進
- ・失敗を恐れず、やり抜く力の育成
- ・**学校・家庭・地域が一体となってすべての子供たちをたくさんの大人の力で育てる、「もう一つの家族のような学校」を創る。**

学校経営の基本方針 with コロナの教育課程を前提に、やれることはやる。変えるべきことは変える。

○「ふれあい」のある学校

- ・「一枚岩」で子供を育てる 学級学年を越えた教育活動
- ・人権尊重教育推進校として教育活動全体を通して研究・実践
- ・ノーマライゼーションの重視
- ・社会総がかりの教育を推進

○「学ぶ喜び」のある学校

- ・児童が「わかった」「できた」を実感する授業
- ・確かな学力、汎用性のある学力の定着
- ・GIGA スクール構想、ICT活用をさらに推進
- ・ユニバーサルデザインの思想を取り入れた学習環境の工夫

○「安心・安全・信頼」のある学校

安全は全てに優先する

- ・感染症対策の推進
- ・いじめ、暴力の根絶、教育環境・言語環境の整備
- ・安全・健康教育の充実
- ・保護者・関係機関との情報共有
- ・校内委員会の充実

○「小中連携、一貫教育」を推進する学校

- ・「学び」と「育ち」の実現のための連携推進
- ・連絡協議会の実施

基本方針の具体化

1 主体的に学びの質を高め、活用力を身に付けた子供を育てる

・授業形態の工夫
一部教科担任制・交換授業・合同授業等

- ・主体的・対話的で深い学びの実現
- ・課題解決型の学習や体験活動の重視
- ・ICT活用の推進
- ・授業改善推進プランを通じた基礎基本の定着

2 自らの考えをもち、判断し行動できる生活力を身に付けた子供を育てる

- ・挨拶や感謝の言葉があふれる学校づくり→**教員が手本を示す**
- ・特別支援学級・異学年交流の計画的実施、学年ごとのつながりの重視
- ・安全点検や施設改善による安全な生活

3 心のたくましさ と体の丈夫さを兼ね備えた子供を育てる

- ・友達によさや違いを認め合う活動を
- ・いじめ不登校ゼロを目指した、子供に寄り添う指導
- ・活動量豊かな体育学習の実施
- ・縄跳び・持久走等の体育的活動の実施
- ・食育の推進 目指せ残菜ゼロ

4 保護者・地域と協働した学習、生活を推進する

- ・地域の力を最大限に活用した取組の推進
- ・地域との協働を目指した、「九小まつり」等の実施
- ・地域コーディネーター、学校支援員、学習ボランティアとの連携による学びの充実
- ・家庭・地域との連携協働の推進

5 教師も自分らしさを発揮し、子供が自信と誇りをもつ学級づくりを進める

- 学年や組織を大切にしたい指導の重視
- ・子供と共に遊び共に食べ、共に働く
- ・**「いつでも授業参観」で学び合う。**
- ・教職員間の温かく**風通しの良い**人間関係の構築

今年度の教育活動の実施にあたり 「一歩先へ」 ○「学び続けるプロ教師集団」の自覚をもつ

- ・特別支援教室の更なる充実
- ・ICT活用の充実
- ・小中連携の推進
- ・校内研究の推進
- ・会議の精選
- ・「時間対効果」の意識を高める
- ・働き方改革の推進